最終更新日:2015年7月10日

日亜鋼業株式会社
代表取締役社長　国峰　淳
問合せ先:取締役管理本部長　沖垣　佳宏
証券コード:5658

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では企業間競争が激化する中、経営判断の迅速化及び企業価値の向上を図り、コンプライアンスの徹底が重要であると認識しています。経営及び業務の監視機能として、監査役及び監査室の監査機能並びに業務分掌による牽制機能など有効かつ最大限に発揮することに努め、タイムリーディスクロージャーを実施することで、株主、投資家へ経営の健全性、公平性、透明性を確保するとともに、信頼を得ることを目指しています。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 新日鐵住金株式会社 | 11,674,176 | 22.56 |
| 日亜興産株式会社 | 3,575,000 | 6.91 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 2,040,575 | 3.94 |
| 日亜鋼業取引先持株会 | 1,900,000 | 3.67 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,845,730 | 3.57 |
| BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 | 1,666,800 | 3.22 |
| 株式会社メタルワン | 1,371,575 | 2.65 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,112,900 | 2.15 |
| 日亜鋼業従業員持株会 | 1,020,686 | 1.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,018,200 | 1.97 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 鉄鋼 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 500人以上1000人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 13 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 更新 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 長岡　宏明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 長岡　宏明 | ○ | ――― | 長岡宏明氏は、他企業の役員を歴任し経営者としての豊富な経験を有するとともに、当社の社外監査役として、当社の事業内容や経営状況等に対する理解を深めつつ、内部監査の理論・実務に関する専門的見地から、適正に監査を行っていただきました。同氏が当社取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスを更に強化していただけるものと判断し、独立役員として指定するものであります。同氏と当社との間で特別な利害関係はありません。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する | |

| | |
|---|---|
| 任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 更新 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から監査計画、監査実施結果等の報告聴取、往査立会いなどのほか、定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施しています。
常勤監査役が実施した「監査結果報告会」に監査室が出席。また、監査役・監査役会との毎月１回の会合を開催し、意見及び情報交換を行い、緊密な連携・協力により効率的な監査を実施しています。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 中谷　紀之 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 中川　智章 | その他 | | | | | | | ○ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 中谷　紀之 | ○ | 独立役員として指定している社外監査役<br>の中谷紀之氏は、当社の会計監査人であ<br>る有限責任あずさ監査法人の出身者で同法人と当社との間に取引が存在しております。なお、同氏は同法人に在籍時に、当社を監査していた実績はありません。 | 中谷紀之氏は、税理士並びに公認会計士資格を有しており、税務及び会計の専門的立場から当社のコンプライアンスの一層の強化を図るため独立役員として指定するものであります。同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者であるが、平成21年6月に同法人を退任しており、現在は公認会計士中谷紀之事務所を開設しているが、同事務所と当社との間で特別な利害関係はありません。 |
| | | 社外監査役の中川智章氏は新日鐵住 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中川　智章 | | 金株式会社の常務執行役員であり、当社と同社との間に当社製品の販売取引関係があります。 | 中川智章氏は、会社経営に関する高い見識を活かし、当社経営全般について助言を行うため社外監査役に選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

平成17年７月１日から平成20年６月30日までストックオプション制度を導入しておりましたが、現在は導入しておりません。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役ごとの総額を事業報告並びに有価証券報告書に開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内とし、業績及び諸般の情勢等を勘案し、代表取締役社長が決定します。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

情報伝達等の窓口として総務部総務課が担当しており、都度報告する体制を採っています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は業務の意思決定及び執行並びに監督について、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図るため、以下の体制を採っています。
当社は取締役会を基本機構として、原則月１回開催し、当社の重要事項について審議、意思決定を行っています。また、緊急を要する場合は臨時取締役会を適宜開催し、経営環境の急速な変化にも対応できる体制を採っています。
当社の取締役は13名以内とし、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。また、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。
当社は中間配当について、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的に、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社
法第454条第5項の規定により、中間配当をすることができる旨を定款に定めています。
当社は株主総会を円滑に運営することを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。
当社は社外取締役を1名選任しており、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たすことにより、経営監督機能の充実を図っています。
当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場で監査することにより、経営監視機能の充実を図っています。社外監査役のうち1名は公認会計士並びに税理士の資格を有しており、税務

及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
さらに、取締役会及び経営会議に次ぐ重要会議として販売会議、生産・技術会議、月次報告会があり、これらはそれぞれ月１回定期的に開催され、取締役及び監査役も出席し、議題に応じて迅速に経営上の意思決定ができる体制を採っています。一方、弁護士とは顧問契約を締結しており、必要に応じて助言を受けています。
当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役及び独立社外監査役を選任しています。
なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしています。
独立社外取締役の長岡宏明氏は株式会社三菱東京UFJ銀行の出身であり、当社は同行との間で銀行取引を行っていますが、長岡氏が同行を退職後10年を経過しており、また同氏と当社との間で特別な利害関係はありません。
独立社外監査役の中谷紀之氏は有限責任あずさ監査法人の出身であり、当社は同法人との間で監査契約等の取引を行っていますが、中谷氏が同法人を退職後６年を経過しており、また公認会計士中谷紀之事務所と当社との間で特別な利害関係はありません。
社外監査役の中川智章氏は新日鐵住金株式会社の常務執行役員であり、当社と同社との間で当社製品の販売取引関係があり、当社は同社の株式を保有しています。同社は当社のその他の関係会社であります。

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を１名選任しており、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たすことにより、経営監督機能の充実を図っています。
監査役会は監査役３名（うち社外監査役２名）で構成されており、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場で監査することにより、経営監視機能の充実を図っています。
また監査室に２名配置し内部監査の充実を図ることで、経営監視機能を十分に果たすことができるため、現状の体制を採用しています。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会招集通知の発送を2週間以上前に発送しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を掲載しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 適切な手法により、できる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「内部統制システムの基本方針」

当社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

一　取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
二　業務を執行する取締役（業務執行取締役）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。
三　法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「職員就業規則」に基づき適切に対処します。
四　「コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
五　「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
六　監査室は、各部門に対して「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を「コンプライアンス委員会」に報告する体制を確立します。
七　反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

一　業務執行取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」に従い、保存場所を定め、管理を行います。
二　取締役及び監査役は、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

一　「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる諸規程を制定します。
二　「コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視並びに全社的対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各本部毎に統括する本部長が責任者となり執り行うこととします。
三　「安全衛生委員会」において、安全教育及び毎月2回の安全パトロール等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
四　各部門が毎月実施する「自主点検」の結果を基に、監査室が内部統制の有効性を検証します。
五　財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

一　「取締役会規程」「経営会議規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を基に、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
二　経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
三　取締役会において決定した経営計画に基づき、取締役会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議において月次単位で業績管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。
又、当社及び子会社の取締役、使用人等が遵守すべきものとして、「コンプライアンス規程」を制定します。
子会社は、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図るとともに、当社は、子会社の内部統制の状況を確認し、必要に応じ改善のための支援を行います。
これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社における経営計画、重要な経営方針、決算等、当社の連結経営上又は子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。
ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
一　当社は、重要な子会社における財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
二　当社は、子会社におけるリスク管理状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。
ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
一　当社は、子会社に対し効率的な職務執行のための助言等を行います。
二　当社は、子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行います。
ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
一　当社は、子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。
二　子会社が実施する「自主点検」の結果を基に、当社の監査室が内部統制の有効性を検証します。
三　「安全衛生委員会」「コンプライアンス委員会」等を通じて、グループにおける横断的な取り組みを行い、情報の共有化を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

一　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合については、当該職務に関係する部署において、所属長は使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
二　任命を受けた使用人は、取締役から独立し監査役の指示の下で業務を行います。

7. 当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

一　当社の経営会議、コンプライアンス委員会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議に監査役が出席し、付議又は報告事項について情報を共有します。
二　当社の取締役及び使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。
三　子会社の取締役、監査役、使用人等は、子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告します。
四　当社は、監査役又は監査役会に上記二又は三の報告を行った者に対し、内部通報規程等に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。
五　監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

一　監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施します。
二　監査役は、会計監査人と円滑に連携できる体制を構築します。
三　監査役は、監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することとしております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――